別紙様式第４号

新規就農者育成総合対策（就農準備資金）交付決定通知書

み農振公第　　　号

令和　　年　月　日

殿

公益社団法人みやぎ農業振興公社理事長

　先に申請のあった新規就農者育成総合対策（就農準備資金）については，新規就農者育成総合対策（就農準備資金）実施要領第８条第２項に基づき，次のとおり交付を決定したので通知します。

記

１　交付金額 　　　　　　　　　　　円

２　資金交付対象期間　　 　　　年　　月～　　　年　　月

３　資金の返還　 　裏面に記載

４　振込日　　　　　　年　　月　　日

５　遵守事項

（１）研修状況報告書を，半年ごとに，交付対象期間経過後１か月以内に提出しなければなりません。

（２）資金の受給を中止する場合は中止届を，研修を休止する場合は休止届を提出しなければなりません。

（３）資金の受給終了後，１か月以内に引き続き交付対象となった研修に準ずる研修を行なう場合は，継続研修計画を作成して承認申請しなければなりません。

（４）研修終了後６年間，毎年７月末及び１月末までにその直前の６か月間の就農状況報告書を提出しなければなりません。また，就農した場合は就農後１か月以内に就農報告を提出しなければなりません。

（５）交付期間内及び交付期間終了後６年間に氏名や居住地，電話番号等を変更した場合は，変更後１か月以内に住所等変更届に住民票等を添えて提出しなければなりません。

（６）交付申請に関する証拠書類は，資金の受給が完了した年度の終了の翌日から起算して５年間保管しなければなりません。

（７）新規就農者育成総合対策事業（就農準備資金）実施要領（以下「実施要領」という。）第１４条第３項に規定する支払期日までに資金の返還を行わなかった交付対象者は，延滞金額につき年１０．９５パーセントの割合をもって，支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を支払わなければなりません。

（８）交付対象者は，法令の定めによるほか，実施要領の定めに従わなければなりません。

（裏面）

次に掲げる事項に該当する場合は，受給した資金の一部又は全部を実施要領第１４条に基づき，新規就農者育成総合対策事業（就農準備資金）返還申請書（別紙様式第２０号）により返還しなければなりません。

（１）一部返還

　　　ア　第４条の（１）,（２）,（３）及び（６）に掲げる要件に該当した時点が既に交付した資金の対象期間中である場合にあっては，残りの対象期間の月数分（当該要件に該当した月を含む。）の資金を月単位で返還する。

イ　第４条の（４）に掲げる要件に該当した場合は，当該報告に係る対象期間の資金を返還する。

（２）全額返還

　　　ア　第４条（５）に該当した場合。

　　　イ　研修終了後（研修中止後及び第１２条の継続研修終了後を含む。以下同じ。）１年以内に，原則５０歳未満で，独立・自営就農，雇用就農（農業法人等で常勤することをいう。以下同じ。），又は親元就農しなかった場合。ただし，第１３条第２項による手続を行い，研修終了から原則２年以内に独立・自営就農，雇用就農又は親元就農した場合を除く。

ウ　第３条のなお書きにより海外研修を実施した者が，就農後５年以内に第２条第３項（４）のアの農業経営を実現できなかった場合。

エ　親元就農した者が第２条第６項で確約したことを実施しなかった場合。

オ　独立・自営就農した者が第２条第７項の規定されたことを実施しなかった場合。

カ　交付期間の１．５倍（第２条第３項（４）の海外研修を実施した者については５年間。以下同じ。），又は２年間のいずれか長い期間継続しない場合，又はその間の農業の従事日数が一定（例：年間１５０日かつ年間１，２００時間）未満である場合。ただし，第１２条第５項による手続を行い，就農を中断した日から原則１年以内に就農を再開し，就農中断期間を除いた就農期間の合計が交付期間の１．５倍又は２年間のいずれか長い期間以上である場合を除く。

キ　就農後，交付期間の１.５倍又は２年間のいずれか長い期間以内（第１３条第５項の手続きを行い，就農を中断した場合は，就農中断期間を除いた就農期間の合計が交付対象となる研修期間の１.５倍又は２年間のいずれか長い期間以内）に第１３条第１項，第３項，第１４条の報告を行わなかった場合。

ク　虚偽の申請等行った場合。